

マージン率等に係る情報提供

クラベス株式会社

労働者派遣法 第 23 条 第 5 条に基づき、下記のとおり情報を提供いたします。

記

- 令和 5 年 6 月 1 日付 派遣労働者 26 名
- 令和 5 年 6 月 1 日付 派遣先事業所数 (実数) 20 事業所
- 労働者派遣に関する料金の額の平均額 13,992 円
(1 日当たりの料金額 / 8 時間労働として計算)
- 派遣労働者の賃金の額の平均額 11,198 円
(1 日当たりの料金額 / 8 時間労働として計算)
- 令和 2 年度 マージン率平均 19.96%

6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別 等

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否か (締結している・締結していない)

6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練種別	対象者	訓練方法	費用負担	賃金支給	実施時間/人
新規採用者基礎訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給	1 時間
コミュニケーション訓練・接遇	雇入時	OFF-JT	無償	有給	2 時間
実践者研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給	5 時間
2 年目研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給	8 時間
3 年目研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給	8 時間
4 年目以降 (リーダー・管理職研修)	派遣中	OFF-JT	無償	有給	あり

キャリア・コンサルティング相談窓口 人材開発部 雇用推進課 課長 (TEL: 077-566-2121)

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項 (福利厚生など)

- 健康診断上限 3,900 円まで負担
- インフルエンザ 1,500 円指定あり

以上